

令和6年第2回定例会9月議会提出議員提出議案

議 案 名

- 議員提出議案第2号 生涯を通じた国民皆歯科健診の実現を求める意見書
提出のこと
- // 第3号 少人数学級の実現と教職員定数の増員並びに義務教
育費国庫負担制度拡充を求める意見書提出のこと

議員提出議案第2号

生涯を通じた国民皆歯科健診の実現を求める意見書提出
のこと

生涯を通じた国民皆歯科健診の実現を求める意見書を別紙のとおり提出する。

令和6年9月30日提出

明石市議会議長

辰 巳 浩 司 様

明石市議会議員 三 好 宏

黒 田 智 子

上 田 雅 彦

飯 田 伸 子

林 丸 美

井 藤 圭 順

辻 本 達 也

生涯を通じた国民皆歯科健診の実現を求める意見書

現在、我が国では法的根拠に基づく歯科健診として、母子保健法に基づく健診、学校保健安全法に基づく健診が行われ、該当年齢の国民は歯科健診を受診している。一方、成人期では健康増進法に基づく40、50、60、70歳の歯周疾患検診、高齢者医療確保法に基づく後期高齢者歯科健診が行われているが、その受診率は極めて低い。また、事業所における歯科健診は歯科特殊健康診断として有害業務に従事する労働者に義務付けされているのみである。

近年、歯と口腔の健康は、心身にわたる全身の健康の保持・増進にとって極めて重要な要素であることが明らかとなっており、健康寿命の延伸やQOLの向上のためにはライフステージに応じた切れ目のない歯科健診の実施が必要である。人生100年時代を迎える中において口腔ケアは健康寿命の重要な鍵であり、過剰な医療費の抑制という点からも、ライフステージに応じて継続的に歯科健診の実施が必要である。

こうした中、国において令和5年6月16日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2023」には、「生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）」に向けた取組の推進等、歯科保健医療提供体制の構築と強化に取り組む旨、記載されている。また、令和6年度から適用される健康増進法に基づく「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針（いわゆる健康日本21（第3次）」の実施計画では、「歯周病を有する者の減少」、「よく噛んで食べることのできる者の増加」とともに「歯科検診の受診者の増加」が「歯・口腔の健康」の目標として掲げられ、「過去1年間に歯科検診を受診した者の割合」を令和14年度には95%にすることが指標として明記された。

よって、国においては、国民皆歯科健診の実現に向けた具体的な検討を早急に進めるとともに、下記の事項につき措置されるよう強く要望する。

記

- 1 早期に国民皆歯科健診の実現に向けた法改正を行うこと。
- 2 国民皆歯科健診の制度設計等に関する具体的な検討を進めるに当たっては、地方自治体をはじめ関係者の意見を十分に酌み取ること。
- 3 国民皆歯科健診の実施に際し、国において十分な財政措置を講じること。
- 4 国民に対して歯と口腔の健康づくり及び歯科健診の重要性についての啓発や健診受診後の定期的な歯科受診の勧奨を行うなど、歯科疾患の発症や再発、重症化予防のための総合的な取組を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年9月30日

兵庫県明石市議会

議員提出議案第3号

少人数学級の実現と教職員定数の増員並びに義務教育費
国庫負担制度拡充を求める意見書提出のこと

少人数学級の実現と教職員定数の増員並びに義務教育費国庫負担制度拡充を求める意
見書を別紙のとおり提出する。

令和6年9月30日提出

明石市議会議長

辰 巳 浩 司 様

明石市議会議員 三 好 宏

黒 田 智 子

上 田 雅 彦

飯 田 伸 子

林 丸 美

井 藤 圭 順

辻 本 達 也

少人数学級の実現と教職員定数の増員並びに義務教育費
国庫負担制度拡充を求める意見書

2021年の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の改正により、小学校における学級編制の標準は段階的に35人に引き下げられ、2025年度には、公立小学校全学年が35人学級となります。しかし、自治体によっては独自の施策でこれを中学校にまで拡大しているところもあります。今後はこれを国の施策として中学校にも拡大し、子どもたちが全国どこに住んでいても、同じ水準で義務教育が受けられるようにしていくことが重要です。

さらに、2020年7月3日、全国知事会、全国市長会、全国町村会は「新しい時代の学びの環境整備に向けた緊急提言」において、少人数学級や教員確保を文部科学大臣に要請しています。また、萩生田元文科大臣も、改正義務標準法に関わる国会答弁の中で、30人学級や中・高における少人数学級の必要性について言及しています。これらのことから「個に応じたきめ細やかな教育」をさらに進めるためには、さらなる学級編制基準の引下げ等、さらに踏み込んだ施策について検討していくことが重要です。

また、学校現場では、いじめの件数や不登校の増加、不安定で複雑な家庭環境による貧困やヤングケアラー等、子どもたちを取り巻く課題は多様化しています。そのような子どもたち一人ひとりに丁寧に寄り添い、よりきめ細やかな指導、支援が必要となっている状況であるにもかかわらず、年度当初から教職員が配置基準に満たない状況や、育児休業、病気休職者などの代替措置が未充足である状況が見られ、慢性的な教職員不足が子どもたちの豊かな学びと育ちに深刻な影響を及ぼしています。子どもたちと向き合うために不可欠な教材研究や授業準備の時間確保など、豊かな学びと育ち、そして、学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や養護教諭、栄養教諭などの少数職種の配置増など、教職員定数の改善が不可欠です。

一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。義務教育費国庫負担制度については、2006年に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、豊かな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。

以上のことから、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

1. 中学校での35人学級編制を実現すること。また、さらなる学級編制基準の引き下げ等少人数学級について検討すること。
2. 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、教職員定数の増員などを推進すること。
3. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げるとともに、必要な財政政策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年9月30日

兵庫県明石市議会